

# 令和3年度常陸大宮市年間監査計画

## 第1 監査等の基本方針

本市の財政状況は、令和元年東日本台風への対応等により保有の基金が大きく減少するなど、非常に厳しい状況にある。また、生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による市税減収が見込まれるほか、感染症対策に係る新たな支出が懸念されるなど、例年以上に厳しさが増していくことは確実な情勢である。

よって、今年度の監査等は、本市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的に実施する。

なお、監査等の実効性を確保するため、過年度の監査等における指摘事項についての改善実施状況にも留意していく。

## 第2 監査等の種類

### 1 監査

#### (1) 定例監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

#### (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、公文書の管理に関する監査を実施する。

#### (3) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

市が財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として実施する。

#### ア 補助金等交付団体

補助事業等については、実施計画や交付条件等に従って実施され、かつ十分効果が挙げられているかについて監査を実施する。また、補助事業等の内容そのものを精査し、交付の妥当性や有効性について検証する。

#### イ 出資団体

団体は設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切に行われているかについて監査を実施する。

#### ウ 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定等に基づき適正に行われているか、収支会計経理は適正に行われているか、利用促進のための努力がなされているかについて監査を実施する。

## 2 検査

例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者の保管する現金（歳計現金，歳計外現金，一時借入金，基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

## 3 審査

(1) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施する。

(2) 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

(3) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施する。

## 4 その他の監査等

その他の監査等については、関係法令及び常陸大宮市監査基準に基づき実施する。

### 第3 監査等の対象部署及び実施時期

別表 令和3年度監査等年間計画表のとおり

### 第4 監査等の実施体制

監査等は、監査委員3名及び監査委員事務局職員5名（補助者）で実施する。  
なお、各監査等の担当監査委員は、個別の実施計画において定める。

### 第5 監査等実施要領

#### 1 監査等の方法

- (1) 本年度の監査等は、別表に定める年間計画表に基づき実施する。
- (2) 監査等対象部署においては、監査委員が指示した調書及び資料等を指定された日までに作成し、監査委員に提出しなければならない。
- (3) 監査委員は、監査等対象部署から提出された調書及び資料等を検証し、関係職員から説明聴取を行い、必要に応じて現地監査するものとする。
- (4) 監査補助職員は、監査等対象部署から提出された調書及び資料により、予備監査等を行うものとする。

#### 2 監査等の出席職員

出席を求める職員は次のとおりとする。

監査等の種別	出席職員
定例監査	担当課長，その他指定した職員
行政監査	担当課長，その他指定した職員
財政援助団体等監査	担当課長，団体職員等，その他指定した職員
例月現金出納検査	会計管理者，その他指定した職員
決算審査 基金の運用状況審査	会計管理者，総務部長，担当課長，その他指定した職員
健全化判断比率等審査	総務部長，財政課長，その他指定した職員
その他法令に基づく監査等	指定した職員，その他関係者等

### 3 監査等の結果報告及び公表

監査等の結果報告及び公表の手続は、次のとおりとする。なお、監査等対象部署の長に対する結果講評を報告書・意見書決定前に行い（例月現金出納検査を除く。）、内容について弁明又は見解等を聴取するものとする。

#### (1) 監査

監査結果は、報告書を作成し、議会及び市長並びに関係する行政委員会に提出する。あわせて、常陸大宮市公告式条例（昭和30年条例第1号）別表に規定する掲示場への掲示及び市公式ホームページへの掲載により公表する。

#### (2) 検査

検査結果は、報告書を作成し、議会及び市長に提出する。

#### (3) 審査

審査結果は、意見書を作成し、市長に提出する。あわせて、市公式ホームページへの掲載により公表する。

#### (4) その他の監査等

その他の監査等の結果報告及び公表は、関係法令及び常陸大宮市監査基準に基づき実施する。

## 別 表

## 令和 3 年度 監 査 等 年 間 計 画 表

監査等の種類	主な内容	対象部署・団体等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例月現金出納検査	現金の出納	会計課（その他必要に応じ関係部署）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定例監査	事務事業全般 （※現年度分対象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部総務課，財政課，危機管理課</li> <li>・議会事務局</li> <li>・監査委員事務局</li> <li>・教育委員会事務局（学校教育課，生涯学習課，文化スポーツ課）</li> <li>・消防本部総務課，警防課，予防課</li> </ul>							○					
行政監査	備品の管理	全ての部署（公営企業である上下水道部を除く）								○				
決算審査，基金の運用状況審査	公営企業会計決算審査 （上水道，下水道）	上下水道部			○									
	一般会計及び特別会計 決算審査，市保有の基金運用状況	全ての部署				○								
健全化判断比率，資金不足比率等審査	健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）	財政課					○							

監査等の種類	主な内容	対象部署・団体等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
財政援助団体等 に対する監査	関係団体の財政的援助等 にかかる出納その他の 事務執行  <b>【対象区分】</b> 1.補助金交付団体 2.出資団体 3.指定管理者  ※上記関係団体を複数年 間隔で監査。本年度は右記 参照。	<b>1. 補助金交付団体</b> 対象なし  <b>2. 出資団体</b> ①（一財）常陸大宮市農業公社 （農林振興課） ②常陸大宮市温泉事業（株） （商工観光課）  <b>3. 指定管理者</b> ①（公財）常陸大宮市振興財団 （地域創生課，農林振興課，商工観光課） 施設名：山方リフレッシュふるさと推進施設， 神奉地コミュニティセンター，大宮ふ れあい農園，山方自然生態観察施設淡 水魚館 ②常陸大宮市温泉事業（株） （商工観光課） 施設名：やまがたすこやかランド三太の湯，美和 ささの湯，ごぜんやま温泉保養センター 四季彩館 ③（一社）常陸大宮市シルバー人材センター （地域創生課） 施設名：おおみやコミュニティセンター ④上村田区 （地域創生課） 施設名：大宮農村環境改善センター													
その他の監査	上記以外の 法令に基づく監査	指定した職員，その他関係者	随 時												